

## 市民課からのお知らせ

問合せ先：阿蘇市役所 市民課 Tel：22-3135

市役所前

# 証明書自動交付機 6月13日 運用開始

6月13日(月)から阿蘇市役所正面入口横で自動交付機による各種証明の発行を開始します。

自動交付機は住民票をはじめ6種類の証明



書の交付ができ、土・日・祝祭日や平日の時間外も必要な証明を交付することができます。市民の皆様のご利用をお願いします。

※ご利用に際して「阿蘇市民カード（旧阿蘇町住民カードの利用も可能）」が必要です。市民課窓口でカードの交付手続きを行ってください。

手続きに必要なものは、今までの登録証と印鑑及び本人と証明できる顔写真付身分証明書です。

＝稼働時間＝

通年 午前8時30分から午後7時まで  
(12月29日～1月3日を除く)

＝発行証明書の種類＝

- ① 住民票
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 住民票記載事項証明書
- ④ 外国人登録原票記載事項証明書
- ⑤ 所得証明書
- ⑥ 課税台帳記載事項証明書

## 総務課からのお知らせ

問合せ先：阿蘇市役所 総務課 Tel：22-3111

合併により  
慶弔の取り扱いが  
変わりました。

＝冠婚葬祭について＝

今まで旧町村役場から支出してまいした結婚祝金や香典、生花や目覚樽を廃止しました。

市役所及び各支所で死亡届の受付を行ったときにお悔やみ状を配布しますので、弔電の代わりにお悔やみ状をご披露していただきますようお願いいたします。

ご理解の上、ご協力よろしく申し上げます。

＝防災無線について＝

- ◎ 防災無線は、旧町村ごとに放送しています。
- ◎ 放送内容も旧町村ごとに異なります。
- ◎ 消防団も旧町村ごとに出動しています。

【ご注意下さい】

火災や事故などの緊急時に、市内で携帯電話から119(消防)や110(警察)に通報すると菊池市や竹田市の消防署や警察署につながる場合がありますので、携帯電話から通報される場合は直接、



阿蘇広域行政事務組合消防本部  
(34-0024)  
や、阿蘇警察署  
(22-5110)

へかけてください。

# 阿蘇市ふれあい農園



阿蘇山のふもと、最高のロケーションの中で、完全無農薬野菜をつくってみませんか？

初めての方も大歓迎！！私たちスタッフが常駐して、指導や要望に応じます。今植えると、夏・秋に収穫が楽しめますよ。

## 無農薬農園 オーナー 募集中

畑 1年間貸付料  
9,500円  
(1区画 15m<sup>2</sup>)



→区画された農園のようす



→会議室、浴場を備えた  
クラブハウス

### なんでもQ&A

- Q、何を植えてもいいですか？
- A、作物の選定はオーナーさんのご希望で自由になります。又は、農園で準備する栽培メニューからもお選び頂けます。
- Q、農作物の栽培は初めてですか？
- A、3名の経験豊富なスタッフが常駐していますので、作物の選定・栽培指導までいたします。さらに、種・苗も販売しています。
- Q、農作業に必要な道具も持っていますか？
- A、道具はすべて農園で準備しています。(貸出無料)
- Q、あまり作業にいけないと思いますが？
- A、定期的な畑の状況をオーナーさんにご報告するようにしています。更には、草取り、植え付けの代理作業も承ります(別途料金必要)。
- Q、休憩場所がありますか？
- A、併設のふれあい館があり、オーナーさんが優先にご利用できます。(農作業の合間の休憩なら無料です)
- Q、無農薬の農園とはなんですか？
- A、農薬を一切使用しないで野菜を栽培する農園です。この結果、農園で栽培された野菜は熊本県薬剤師会の厳しい残留農薬100項目の検査基準をすべてクリアしています。開園から15年間無農薬を続けています。

## 阿蘇市ふれあい農園

阿蘇市西町885 - 1  
Tel/Fax 34-1972  
E-mail [asofureai@aso.ne.jp](mailto:asofureai@aso.ne.jp)  
ホームページ  
<http://www.aso.ne.jp/~fureai>

### 自動車税のお知らせ

【自動車税の納付期限は5月末】  
自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。5月31日の納期限までに、最寄りの金融機関や阿蘇地域振興局税務課で納めていただきますようお願いいたします。

### 【自動車税が増減されます】

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

### 【自動車税自動車取得税の減免】

身体障害者等が所有されている自動車については、その障害の程度、使用の目的によって、自動車税・自動車取得税が減免されることがあります。減免の申請は、6月30日までとなっておりますので、ご注意ください。

自動車税・自動車取得税に関する質問・相談は、阿蘇地域振興局まで。

熊本県阿蘇地域振興局 税務課

TEL 22・1111  
(内線324)